

定額減税補足給付金（調整給付）支給事業について

デフレ脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、住民税および所得税に係る定額減税が実施されます。その中で減税しきれない納税義務者に対し、その差額に相当する額を給付金として支給します。

【支給対象の方】

6月3日（基準日）時点で奥多摩町に住民登録があり、納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が下記の①または②のいずれかに該当する方

- ① 所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数）が「令和6分推計所得税額」を上回る方
- ② 個人町・都民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）が「令和6年度分個人町・都民税所得割額」を上回る方

【支給額】

下記の①と②の合算額を万円単位で切り上げた額を給付します。

- ① 所得税の定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）
- ② 個人町・都民税所得割の定額減税可能額－令和6年度分個人町・都民税所得割額

【支給手続き】

対象となる世帯には、7月上旬から確認書を送付します。

受給の要件などの内容をご確認いただき、同封の返信用封筒で返送してください。

不備などがなければ返送から3～4週間程度で支給する予定です。

* 支給対象と思われる世帯には、確認書を郵送しますが、郵送した確認書が宛先不明で返送される場合などもありますので、対象と思われるのに確認書が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

定額減税補足給付金
ほか

歯科健康診査（歯周疾患検診）のお知らせ

歯の喪失原因となる歯周病などの歯周疾患を早期に発見し、その進行を防ぎ、歯の健康を保つために、町内の歯科医師による健康診査をつぎのとおり実施しています。

〔対象者〕 町内に住所を有する、4月1日現在20歳以上の方

〔実施期間・回数〕 令和7年3月31日（月）までに1回

〔実施医療機関〕 古里歯科診療所 ☎85-2366

〔診療日〕

曜日	午前	午後
月・水・金	9時から正午	3時から6時
日	9時から正午	—

*ただし、祝日は休診日となります。

〔内容〕 問診・口腔内検査・予防指導

〔申込〕 実施医療機関へ診療時間内に直接お申し込みください。

〔費用〕 無料

※お問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

身体障害者の方の無料巡回相談

10月24日（木）東京都青梅合同庁舎内、西多摩福祉事務所において巡回相談がおこなわれます。

年度は、肢体不自由のみの実施となりますので、ご注意ください。

申し込みは、8月23日

（金）まで。

巡回相談では、身体障害者手帳の申請および補装具の交付などに必要な診断が無料で受けられますが、今

※申し込み・問い合わせは、福祉保健課

☎83-2777